

安心・安全な暮らしと町の景観を守る

「只見町空き家等の適正管理に関する条例」を制定

8月1日から施行

1. 背景

近年、町内の空き家において所有者の遠隔地への居住、または経済的事情等の理由による管理不全な建物が見られます。

本来、個々の財産はその所有者が自己の責任において自主的に管理すべきところではありますが、様々な事情からその適正な管理が行われていない空き家が増えております。

空き家等は本来、適正に管理されていれば問題はありませんが、適正な管理がなされないと老朽化や積雪等による建物の破損、雑草の繁茂、害虫や悪臭の発生等による周囲の生活環境への悪影響を及ぼすばかりでなく、侵入者による犯罪発生を誘発するなど、地域の治安を維持する上での懸念材料になる恐れがあります。

今回制定された条例はこの空き家等の問題に対応するため、所有者等による適正な管理をお願いし、個人等の財産が管理不全に陥らないよう認識していただくためのものです。

2. 条例の趣旨

この条例は、空き家の適正管理に係る所有者等の責務を定めるとともに、助言などにより管理不全な状態となることを未然に予防することや管理不全な状態になつてしまった場合の空き家を指導などによつて改善を促し、住民の安全安心な生活と良好な景観を保つまちづくりを推進するものです。

3. 条例の主な内容

- 空き家等の所有者の適切な管理と責務を規定
- 空き家等の実態調査の実施
- 管理不全状態の改善のための指導、勧告、命令、公表
- 行政代執行の実施

只見町空き家等適正管理に関する対応手順

①空き家等に対する相談、情報提供の受付



②町による空き家等の実態調査



所有者等の特定



③口頭による助言または文書による指導



④空き家等の適正管理について改善すべき内容を勧告



⑤期限を定め改善すべき内容を命令



⑥期限までに命令に従わない場合は氏名等を公表



⑦戒告書を送付し、期限までに履行がされない場合は行政代執行



所有者から行政代執行等に要した費用等を徴収

緊急安全措置

※不特定多数の町民等の生命財産に切迫した危険が生じている場合のみ



所有者からの同意



緊急安全措置

(危険な状態を回避するための必要最低限度の安全措置)



只見町空き家等審議会
で意見を徴収

空き家の適正管理を お願いいたします！

空き家を危険な状態で放置した結果、雪で建物が倒壊したり、強風で建物の一部が飛散するなどして他人に被害を与えた場合、空き家等の所有者(相続人など建物を管理すべき人を含む)に対して賠償責任を問われることがあります。

空き家を所有している方は、定期的に様子を見るなど状況を確認していただき、周囲に悪影響を及ぼしたり危険な状態にある場合は、早急に修繕や改修、撤去など適切な処置をしていただきますようお願いいたします。

また、空き家等敷地内の雑草の除去、冬期間の屋根の雪下ろしなど、維持管理に務めていただき、只見の美しい景観を守り近所の住民に迷惑を掛けることがないように適正な管理にご理解とご協力をお願いいたします。

もしも、自分で維持管理ができない場合は、業者や知り合いの方などをお願いするなど、所有者として適正な管理をお願いします。

